

議案第48号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月22日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（組織）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者の権限に属する事務を処理するため、国民宿舎三朝温泉会館を置く。

（管理者）

第3条 国民宿舎事業の管理者は、国民宿舎三朝温泉会館館長とする。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。